

福島県歯科保健対策協議会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 県民の生涯を通じた“歯の健康づくり”を図ることを目的とし、本県における歯科保健対策を総合的かつ体系的に推進するため、福島県歯科保健対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- 一 総合的かつ体系的な地域歯科保健対策の推進に関する事。
- 二 関係機関及び関係団体等との連携・協力に関する事。
- 三 福島県歯科保健基本計画の進行管理に関する事。
- 四 8020運動推進特別事業の企画及び評価に関する事。
- 五 その他地域歯科保健の向上のために必要な事項に関する事。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員は、次に掲げる者の中から選任する。
 - 一 県民（歯科保健医療サービスを利用する立場にある者）
 - 二 学識経験者
 - 三 保健医療福祉関係団体
 - 四 行政関係
 - 五 教育関係
 - 六 その他知事が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会には、会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 協議会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴取することができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の設置及び構成員等については、協議会に諮り会長が別に定める。

(委員の委嘱等)

第8条 協議会及び部会の委員は、知事が委嘱する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福島県保健福祉部健康づくり推進課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(附則)

- 1 この要綱は、平成6年5月25日から施行する。
- 2 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。(第8条の改正)
- 3 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。(第8条の改正)
- 4 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。(第8条の改正)
- 5 この要綱は、平成22年7月6日から施行する。
- 6 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和6年12月24日から施行する。

福島県歯科保健対策協議会構成委員一覧

3条区分	構成委員
一 県民	福島県PTA連合会（1名） 福島県健康を守る婦人連盟（1名）
三 学識経験者	奥羽大学歯学部（1名）
二 保健医療福祉関係団体	公益社団法人福島県歯科医師会（2名） 一般社団法人福島県歯科衛生士会（1名） 一般社団法人福島県医師会（1名） 一般社団法人福島県老人保健施設協会（1名） 社会福祉法人福島県社会福祉協議会障がい児者福祉施設協議会（1名） 公益社団法人福島県看護協会（1名） 公益社団法人福島県栄養士会（1名） 公益財団法人福島県保健衛生協会（1名） 福島県保険者協議会（1名）
四 行政関係	福島県市長会（1名） 福島県町村長会（1名）
五 教育関係	福島県小学校長会（1名） 福島県中学校長会（1名） 福島県学校保健会養護教諭部会（1名）